

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年9月16日 |
| 【会社名】 | 株式会社指月電機製作所 |
| 【英訳名】 | SHIZUKI ELECTRIC COMPANY INC. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役・代表執行役社長 伊藤 薫 |
| 【本店の所在の場所】 | 兵庫県西宮市大社町10番45号 |
| 【電話番号】 | 0798（74）5821（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役・常務執行役・管理本部長 友松 哲也 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区浜松町1丁目16番8号 |
| 【電話番号】 | 03（5473）3900（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 東京支社長 相原 宏則 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 2,195,700,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社指月電機製作所 東京支社 （東京都港区浜松町1丁目16番8号） |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|---|
| 普通株式 | 3,900,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1,000株となっております。 |

- (注) 1. 平成28年9月16日に開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|---------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 3,900,000株 | 2,195,700,000 | |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 3,900,000株 | 2,195,700,000 | |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 563 | | 1,000株 | 平成28年10月3日(月) | | 平成28年10月3日(月) |

- (注) 1. 全株式を第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込み及び払込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|-----------------|
| 株式会社指月電機製作所 総務部 | 兵庫県西宮市大社町10番45号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|----------------|-----------------------|
| 株式会社りそな銀行 神戸支店 | 兵庫県神戸市中央区小野柄通7丁目1番18号 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|---------------|--------------|---------------|
| 2,195,700,000 | 1,000,000 | 2,194,700,000 |

（注）1．新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

2．発行諸費用の内訳は、書類作成費等であります。

（2）【手取金の使途】

株式会社指月電機製作所と株式会社村田製作所（以下、「指月電機製作所」、「村田製作所」といいます。）は、以前より両社の独自性を確保しつつ経営資源の結集を図り、共同でのマーケティング、商品開発、販売及び指月電機製作所が保有するフィルムコンデンサ技術と村田製作所が保有するセラミックコンデンサ技術を融合させた新素材の共同開発を推進して参りました。当該新素材は、耐熱性に優れ、電気自動車の搭載システムの冷却機構の簡素化等に貢献でき、両社の更なる競争力強化に繋がるものであります。

このたび、2015年の試作品で良好な結果が得られ、新商品開発に一定の目途がついたことを踏まえ、2016年初から当該新素材の事業化の本格検討に入り、両社が今後の事業展開について協議した結果、両社グループが有する経営資源を結集し、競争力を有する付加価値の高い製品提供と高い収益性を両立して達成することを目的に、共同出資による合弁会社（以下「本合弁会社」）設立について合意いたしました。調達する資金の使途につきましては、本合弁会社への投融資及びこれに関連した設備投資に充当してまいります。

具体的な調達資金の使途につきましては次の通りです。

| | | |
|---------------------------|-------------|---|
| 本合弁会社の設立資金 | 70,000千円 | （平成28年9月中） |
| 本合弁会社への融資 | 980,000千円 | （平成28年度より開発設備、工場建設、生産設備等） |
| 秋田指月株式会社（指月電機製作所の子会社）への融資 | 1,144,700千円 | （平成30年度より本合弁会社からの生産委託に対応した秋田指月の組立・検査ライン設備等） |

なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

| 具体的な使途 | 金額（千円） | 支出予定時期 |
|-------------------------|-----------|------------------|
| 本合弁会社への投融資及びこれに関連した設備投資 | 2,194,700 | 平成28年9月～平成35年12月 |

合弁会社の概要

| | |
|-------------------|------------------------------|
| (1) 名称 | 未定 |
| (2) 所在地 | 秋田県雄勝郡羽後町 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 山田 芳弘 |
| (4) 事業内容 | フィルムコンデンサの開発、製造及び販売 |
| (5) 資本金 | 1億円 |
| (6) 設立年月日 | 平成28年10月3日（予定） |
| (7) 決算期 | 3月31日 |
| (8) 純資産 | 未定 |
| (9) 総資産 | 未定 |
| (10) 合弁会社に対する出資比率 | 村田製作所 : 65% 指月電機製作所 : 35% |

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

| | | | |
|---------------|-----------------|---|----------|
| 割当予定先の概要 | 名称 | 株式会社村田製作所 | |
| | 本店の所在地 | 京都府長岡京市東神足1丁目10番1号 | |
| | 直近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 事業年度 第80期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第81期第1四半期 （自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日） 平成28年8月9日 関東財務局長に提出 | |
| 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 47,800株 |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 571,000株 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 技術及び取引関係 | 指月電機製作所と村田製作所は、以前より、両社の独自性を確保しつつ経営資源の結集を図り、共同でのマーケティング、商品開発、販売を推進しております。 | |

(注) 割当予定先の概要および提出者と割当先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日（平成28年9月16日）現在のものです。

(2) 割当予定先の選定理由

指月電機製作所と割当予定先である村田製作所は、以前より共同開発を推進しており、指月電機製作所が保有するフィルムコンデンサ技術や村田製作所が保有するセラミックコンデンサ技術など、両社グループが有する経営資源を活用し、本合弁会社を運営していく予定です。

さらに、村田製作所が指月電機製作所の株式保有比率を高めることによって、両社グループの信頼関係が強化され、本合弁会社の事業推進に資するものと考えております。

上記の経緯を踏まえて、村田製作所を本自己株式処分の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

（本第三者割当増資により割当予定先に割り当てる予定の株式の数は以下のとおりです。）

当社普通株式 3,900,000株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先に対して、本自己株式処分による第三者割当は、取引先との関係強化を目的としていることを説明した上で、賛同いただいていることから、本自己株式処分により割り当てられる株式の保有方針について、中長年に保有する意向であると判断しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

指月電機製作所は、割当予定先が本自己株式処分の目的に賛同いただいていること、また割当予定先の直近の第81期第1四半期報告書（平成28年8月9日提出）における財務諸表により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

村田製作所は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、村田製作所が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日平成28年6月30日）に記載された反社会的勢力排除に向けた「企業倫理規範・行動指針」において、「反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、金銭等による解決ははからないこと」を約束し、「お取引のしおり」においては、「仕入先様へも反社会的勢力と関係のある企業とは取引をしないことを求め」、当社のみならず仕入先様を含めたサプライチェーンにおいて社会的責任を果たしていく姿勢を明確にされていることから反社会的勢力とは関係ないことを確認いたしました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及び処分条件の合理性に関する考え方

処分価額の算定に際しては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分にかかる取締役会決議の直前3ヶ月（平成28年6月16日から平成28年9月15日まで）の東京証券取引所における指月電機製作所普通株式の終値の平均値563円（円未満切捨て）といたしました。直前3ヶ月間の指月電機製作所普通株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該株価は、東京証券取引所における当該取締役会決議の直前日の終値である559円に100.72%（プレミアム率0.72%）を乗じた額であり、同直前1ヶ月間（平成28年8月16日から平成28年9月15日まで）の終値の平均値である560円（円未満切捨て）に100.54%（プレミアム率0.54%）を乗じた額であり、あるいは同直前6ヶ月間（平成28年3月16日から平成28年9月15日まで）の終値の平均値である555円（円未満切捨て）に101.44%（プレミアム率1.44%）を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会決議の直前3ヶ月間（平成28年6月16日から平成28年9月15日まで）の東京証券取引所における指月電機製作所普通株式の終値の平均値により決定されたものであり、取締役会決議日直前日の株価との比較において割当先に特に有利な処分価額には該当しないとする取締役会決議に対して、取締役会に出席した監査委員全員（3名うち2名が社外取締役）が、会社法上の有利発行には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、村田製作所に割り当てる株式数は3,900,000株であり、本自己株式処分前の指月電機製作所の発行済株式総数33,061,003株に対し、11.80%（小数点第3位以下を四捨五入、平成28年3月31日現在の総議決権個数28,860個に対する割合13.51%）に相当し、一定の希薄化が生じます。しかしながら、指月電機製作所としては、村田製作所との資本関係を更に強化させることは、村田製作所の販売ルートの利用を含む取引基盤の強化によるビジネスの拡充に資するものと考えており、本自己株式処分による処分数量および株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

なお、本自己株式処分により割り当てられる株式の保有方針について、中長期に保有する意向であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資は、希薄化率が25%未満であること、また、支配株主の異動を伴うものではないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所 有株式数 (千株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%) |
|---|---|---------------|-----------------------------------|-----------------------|--|
| 三菱電機株式会社 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 | 6,980 | 24.19 | 6,980 | 21.31 |
| 株式会社村田製作所 | 京都府長岡京市東神足1丁目10番1号 | 571 | 1.98 | 4,471 | 13.65 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK (東京都港区六本木6丁目10番1号) | 4,341 | 15.04 | 4,341 | 13.25 |
| DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社) | Taunusanlage 12, D-60325 Frankfurt AM Main, Federal Republic of Germany (東京都千代田区永田町2丁目11番1号) | 1,522 | 5.27 | 1,522 | 4.65 |
| 株式会社りそな銀行 | 大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号 | 1,299 | 4.50 | 1,299 | 3.97 |
| NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED (常任代理人 野村證券株式会社) | 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, United Kingdom (東京都中央区日本橋1丁目9番1号) | 930 | 3.22 | 930 | 2.84 |
| 株式会社みなと銀行 | 兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目1番1号 | 925 | 3.21 | 925 | 2.82 |
| 指月協友持株会 | 兵庫県西宮市大社町10番45号 | 812 | 2.81 | 812 | 2.48 |
| 株式会社ノーリツ | 兵庫県神戸市中央区江戸町93 | 560 | 1.94 | 560 | 1.71 |
| 指月電機製作所自社株投資会 | 兵庫県西宮市大社町10番45号 | 523 | 1.81 | 523 | 1.60 |
| 計 | - | 18,464 | 63.97 | 22,364 | 68.26 |

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本第三者割当増資により割り当てられる株式数を加えた株式数によって算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 上記のほか当社保有の自己株式3,958,344株(平成28年3月31日現在)があり割当後は58,344株となります。

5. 平成28年7月4日付で公共の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、タワー投資顧問株式会社が以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成28年9月16日現在において実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 タワー投資顧問株式会社
住所 東京都港区芝大門1丁目2番18号 野依ビル2階
保有株券等の数 株式 7,087,000株
株券等保有割合 21.44%

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第88期）及び四半期報告書（第89期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年9月16日）までの間において、変更はありません。また、当該有価証券報告書等の記載に含まれる将来に関する事項は、本提出日（平成28年9月16日）現在においてもその判断に変更はありません。

2. 臨時報告書の提出

- (1) 「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第88期）の提出日（平成28年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年9月16日）までの間に、以下の臨時報告書を関東財務局長提出しております。

平成28年7月1日提出の臨時報告書

1. 提出理由

平成28年6月27日（月）開催の当社第88回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

- (1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月27日

- (2) 当該決議事項の内容

議案 取締役6名選任の件

取締役として、伊藤薫、友松哲也、山本則彦、増田幹登、鳥川光春、森公利の6名を選任するものであります。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果 （賛成割合） |
|-------|--------|-------|-------|------|-----------------|
| 議案 | | | | | |
| 伊藤 薫 | 23,584 | 761 | 98 | （注1） | 可決 96.46 |
| 友松 哲也 | 24,285 | 60 | 98 | | 可決 99.32 |
| 山本 則彦 | 23,490 | 855 | 98 | | 可決 96.07 |
| 増田 幹登 | 24,287 | 58 | 98 | | 可決 99.33 |
| 鳥川 光春 | 24,287 | 58 | 98 | | 可決 99.33 |
| 森 公利 | 23,486 | 859 | 98 | | 可決 96.06 |

- （注1） 決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

平成28年9月16日提出の臨時報告書

1. 提出理由

平成28年9月16日開催の取締役会決議により、当社の主要株主に異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

主要株主の異動

(1) 当該異動に係わる主要株主の名称又は氏名

主要株主となるもの 株式会社村田製作所

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

| | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----|---------|----------------|
| 異動前 | 571個 | 1.98% |
| 異動後 | 4,471個 | 13.65% |

(注) 1. 異動後の「所有議決権の数」は、本第三者割当増資により増加することが見込まれる議決権の数3,900個であります。

2. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成28年3月31日現在の議決権の数に、第三者割当により増加すると見込まれる議決権の数3,900個を加算した、総株主等の議決権の数32,760個を基準に算出しております。

3. 総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成28年10月3日（第三者割当増資の払込期日）

(4) その他の事項

当該異動の経緯

平成28年9月16日に決議いたしました第三者割当増資の払込が完了することにより、株式会社村田製作所が当社の主要株主に該当することとなります。

本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 5,001,745千円

発行済株式総数 33,061,003株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第88期) | 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | 平成28年6月27日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第89期第1四半期) | 自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日 | 平成28年8月10日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを『開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について』（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6月 7日

株式会社 指月電機製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 木村文彦 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 矢倉幸裕 |

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社指月電機製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社指月電機製作所及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社指月電機製作所の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社指月電機製作所が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月7日

株式会社 指月電機製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 木村文彦 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 矢倉幸裕 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社指月電機製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社指月電機製作所の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 8 日

株式会社指月電機製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 文彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢倉 幸裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社指月電機製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社指月電機製作所及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

(注) 2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。